

糖尿病性腎症重症化 予防プログラムに基づいた 「生活習慣病重症化予防事業」 が始まります

糖尿病は、心筋梗塞や脳卒中のリスクを高め、腎症、網膜症、神経障害などの合併症にかかることで日常生活に大きな影響を及ぼします。特に糖尿病性腎症は、人工透析が必要となる最も大きな原因となっています。人工透析では、週2、3回の通院が必要となり、医療費も高額になります。

市では、糖尿病が重症化するリスクが高い方を対象に、人工透析への移行を防止するため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた生活習慣病重症化予防事業を始めます。

※糖尿病性腎症とは、糖尿病の合併症の一つで高血糖状態が続くことにより、腎臓の機能が損なわれ、血液中の老廃物を尿として排出できなくなり、最終的には腎不全となる危険な病気です。

▶**対象** 行田市国民健康保険に加入している方
▶**内容** 特定健康診査の結果や医療機関受診状況(レセプトデータ)から対象者を抽出し、次の方へ案内を送付します。

- ①糖尿病性腎症の重症化のリスクが高い方
食事や運動など、生活習慣を改善するための保健指導プログラム「生活習慣改善支援プログラムのご案内」を7月中に送付します。かかりつけの医師と相談の上、保健指導にご参加ください。
- ②糖尿病の治療が必要な方や治療を中断した方
7月から8月にかけて医療機関への受診のお知らせを送付します。お知らせが届いた方は、医療機関を受診してください。

なお、本事業は埼玉県と埼玉県国民健康保険団体連合会の共同事業であり、株式会社NTTデータ、株式会社NTTソルコなどに委託し、実施します。委託先の保健師などから電話で連絡する場合がありますのでご了承ください。

▶**問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271)

肉・レバーの生食や加熱不足による 食中毒に注意しましょう

生の食材には病原体が付着していることが多くあります。次のことに注意して食中毒を予防しましょう。

- 鶏・豚・牛などの肉やレバーは中心部まで加熱して食べましょう。特にお子さんや高齢者、抵抗力の弱い方は注意が必要です。
 - 猪、鹿などの野生鳥獣(ジビエ)も生で食べるのはやめましょう。
 - 肉を焼く箸と食べる箸は、別のものを使いましょう。
 - 生肉を触った後、食事の前は、せっけんで丁寧に手を洗いましょう。
- ▶**問い合わせ** 加須保健所 ☎0480-61-1216

児童扶養手当の加算額が 変更となります

児童扶養手当法の一部が改正され、8月1日(8月分)から第2子および第3子以降の加算額が変更となります。

第2子の加算額は月額5,000円から月額最大10,000円となり、第3子以降の加算額は月額3,000円から月額最大6,000円となります。なお、8月分からの適用となるため、改正後の児童扶養手当の支給は12月(8月分～11月分)となりますので、ご注意ください。

▶**加算額**(所得に応じて加算額が変わります)

- 第2子の加算額
【全部支給】月額10,000円
【一部支給】月額9,990円～5,000円
- 第3子以降の加算額
【全部支給】6,000円
【一部支給】5,990円～3,000円

《参考》第1子の場合
【全部支給】42,330円
【一部支給】42,320円～9,990円

▶**支給例**
【全部支給の方で子どもが3人いる場合】
月額58,330円(第1子42,330円+第2子加算10,000円+第3子以降加算6,000円)

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方へ

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を毎年提出する必要があります。7月下旬に提出に関する通知を発送しますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶**受付期間**
【児童扶養手当】8月1日(月)～31日(水)
【特別児童扶養手当】8月12日(金)～9月9日(金)
- ▶**受付時間**
【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶**受付場所** 子ども未来課

▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

ひとり親家庭等児童養育手当 現況届の提出をお願いします

市では、義務教育就学中のお子さんを養育しているひとり親家庭などの方に「ひとり親家庭等児童養育手当」を支給しています。同手当を受給されている方は、毎年現況届を提出する必要があります。7月下旬に提出に関する通知を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶**受付日時** 8月1日(月)～31日(水) 【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分 【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶**受付場所** 子ども未来課
- ▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

7月は青少年の非行・被害防止全国強調週間です

刑法犯で検挙された少年の数は12年連続で減少しているものの、再犯率は40パーセントを超え、高い割合となっています。また、少年による凶悪事件も後を絶ちません。

近年では、スマートフォンによる新たなサービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネットの利用環境が大きく変化しています。こうした中、青少年がインターネットを利用して危険ドラッグなどの違法・有害情報に接触したり、ストーカーや「リベンジポルノ」の犯罪被害に遭ったりするなど、青少年の非行および被害の両面において予断を許さない状況となっています。

内閣府では7月を「青少年の非行・被害防止全国強調週間」として定めており、各地域において家庭・地域・学校・行政などが相互に協力・連携して青少年の非行・被害防止の徹底を図る取り組みが集中的に実施されます。市民の皆さん一人一人が、常に青少年の育成に関心を持ち、地域が一体となって青少年の非行防止と健全育成に取り組みましょう。

▶**問い合わせ** ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎556-8319

悩みを抱える青少年や保護者・家族の方が相談できる窓口はこちら

行田市立教育研修センター

幼児から小・中学生とその保護者や教育関係者を対象に、日常生活や就学をはじめとする教育上の相談をお受けします。

▶**相談日** 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時
▶**申し込み・問い合わせ** 教育研修センター(「みらい」内) ☎556-6458

行田市家庭児童相談室

家庭や学校での子どもに関する悩み事など、どんな事でも気軽にご相談ください。
▶**相談日** 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～正午および午後1時～4時
▶**問い合わせ** 子ども未来課家庭児童相談室(内線268)

埼玉県熊谷児童相談所

18歳未満の子どもについて児童福祉法に基づき、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供します。
▶**相談日** 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後6時15分※電話で予約してください。
▶**申し込み・問い合わせ** 熊谷児童相談所 ☎521-4152(熊谷市稲田5-12-1)

少年サポートセンター北分室熊谷相談室

少年や保護者などからの非行・家出・いじめなど、少年問題に関する相談を受け付けます。
▶**相談日** 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時※面接には予約が必要です。
▶**申し込み・問い合わせ** 少年サポートセンター北分室熊谷相談室 ☎524-4016(熊谷市本石1-10 熊谷市立婦人児童館2階)

手渡し詐欺や還付金詐欺にご用心

市内で手渡し詐欺や還付金詐欺が多発しています。不審な電話に注意し、詐欺を未然に防ぎましょう。

被害事例

5月中旬、市内で高齢者の女性が手渡し詐欺で現金600万円の被害に遭いました。犯人は、息子を装い「タクシーに携帯電話や書類が入ったかばんを忘れた」「取引で使うのでお金を用意しなければならぬ」と電話を掛けてきました。これを信じた女性は銀行で現金を引き出すなどし、3回にわたって自宅近くの路上で息子の上司のおいを名乗る男に現金を手渡しました。最初の電話から3日後、女性が息子に電話し、被害が発覚しました。

被害に遭わないためには

- 次のような場合は詐欺を疑い、家族や知人、警察や市役所へ相談しましょう。
- ①電話で「お金が必要」と言われた場合。
 - ②「銀行にうそをついてお金を引き出して欲しい」と要求された場合。
 - ③顔を見たこともない人に「お金を渡して」と頼まれた場合。
- また、なりすましを防ぐため、あらかじめ家族に「電話でお金を頼まない」と伝えておくなど、家族間で会話をすることも詐欺の防止になります。
- ▶**問い合わせ** 防災安全課防犯対策担当(内線283)



家族からの緊急電話は
焦らず、落ち着いて
対応しよう

第1 壱里山町 自転車駐車場 一時移転の移設期間 をお知らせします

市報「ぎょうだ」6月号でお知らせした第1 壱里山町自転車駐車場の一時移転について、移設期間が決まりましたのでお知らせします。

駐車場をご利用の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

移設期間

7月15日(金)
～平成30年3月末

▶**問い合わせ** 防災安全課交通担当(内線284)